

マイナンバー（個人番号・法人番号）の記入と本人確認について

平成 28 年 1 月 1 日以後に提出する償却資産申告書から、マイナンバー法の規定に基づき、個人番号・法人番号（マイナンバー）の記載及び提出時の本人確認をお願いすることになりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 マイナンバー（個人番号・法人番号）の記入について

「償却資産の申告について」をご参照いただき、マイナンバー記入欄に個人は 12 桁の個人番号を、法人は 13 桁の法人番号を右詰めで記入してください。

また、提出される際には、窓口において本人確認及び番号確認を行います。

2 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書を提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認・身元確認）を行います。下記の①又は②の資料の写し（コピー）を申告書に添付してください。

なお、電子申告及び法人番号を記載した申告書で申告する場合は、確認資料の添付は不要です。

①本人が申告書を提出する場合

番号確認資料（個人番号の確認）	身元確認資料（本人であることの確認）
個人番号カード（裏面） 番号通知カード 個人番号が記載された住民票 等	個人番号カード（表面） 運転免許証等、顔写真のある証明書 本市発行の印字された申告書 等

【個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。】

②代理人が申告書を提出する場合

申告者本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
個人番号カード（裏面） 番号通知カード 個人番号が記載された住民票 等	代理人の個人番号カード（表面） 代理人の税理士証票 代理人の運転免許証 等	委任状 等

3 その他

償却資産申告書の窓口受付につきましては、新たに確認作業を行うことから混雑する恐れがありますので、事前に番号の記入及び確認書類の準備をお願いいたします。

また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、マイナンバーの記載がない場合でも、今年度は申告書を有効なものとして受理いたしますので、あらかじめご了承ください。

◎担当 下田市役所税務課 資産税係 電話 0558-22-2218 内線285